

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－２ 子会社等</p> <p>Ⅲ－２－２－５ 他業保険業高度化等会社</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>保険会社は、法第106条第1項第16号に掲げる会社（施行規則第57条の3に規定する会社（以下「<u>一定の保険業高度化等会社</u>」という。）を除く。以下「<u>他業保険業高度化等会社</u>」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、<u>保険グループ</u>において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、<u>保険グループ</u>における将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業保険業高度化等会社の認可申請があった場合には、<u>保険グループ</u>に他業禁止の規制等が課されていることから、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為とし</u></p>	<p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－２ 子会社等</p> <p>Ⅲ－２－２－５ 他業保険業高度化等会社</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>保険会社は、法第106条第1項第16号に掲げる会社（施行規則第57条の3に規定する会社を除く。以下「<u>他業保険業高度化等会社</u>」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、<u>保険会社グループ</u>において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、<u>保険会社グループ</u>における将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、他業保険業高度化等会社の認可申請があった場合には、<u>保険会社グループ</u>に他業禁止の規制等が課されていることから、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>て、保険会社をはじめとした保険グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び本指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、保険会社や保険グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。</u></p> <p>※1 <u>ここで言う「実証実験」とは、他業保険業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業保険業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、保険会社や当該保険会社のグループ会社等において、当該他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、保険会社は、実施しようとする実証実験が、当該保険会社や当該保険グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。</u></p> <p>※2 <u>一定の保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、保険会社や保険グループにおいて行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。</u></p> <p>(2) 認可審査にあたっての留意点</p>	<p>(2) 認可審査にあたっての留意点</p>

改正後	現 行
<p>他業保険業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 58 条の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>① ・ ② （略）</p> <p>③ 業務の内容</p> <p>申請保険会社は、認可の申請に際しては、他業保険業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。</p> <p>他業保険業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業保険業高度化等会社は、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が保険業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</p> <p>また、他業保険業高度化等会社の業務を営むに当たり子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、他業保険業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業保険業高度化等会社が施行規則第 58 条に定める子会社対象保険会社等の認可を受けずに</p>	<p>他業保険業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 58 条の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>① ・ ② （略）</p> <p>③ 業務の内容</p> <p>申請保険会社は、認可の申請に際しては、他業保険業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。</p> <p>他業保険業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業保険業高度化等会社は、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が保険業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</p> <p>また、他業保険業高度化等会社の業務を営むに当たり子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、他業保険業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業保険業高度化等会社が施行規則第 58 条に定める子会社対象保険会社等の認可を受けずに</p>

改正後	現 行
<p>子会社対象保険会社等の業務を営むことや、子会社対象保険会社等が他業を営むために他業保険業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象 保険会社 等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業保険業高度化等会社の子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</p> <p>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</p> <p><u>他方、他業保険業高度化等会社の業務については、当庁所管以外の一般事業会社が行う業務であることが多く、また、同会社の認可審査事項に全損規定（施行規則第58条の2第2項第2号）があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていないことに留意すること。</u></p> <p>④ <u>（略）</u></p> <p>⑤ <u>申請保険会社のグループとしての他業保険業高度化等会社に係る経営管理</u></p> <p><u>法第106条の2において、保険会社による保険グループの経営管理を行うことが義務付けられていること及び</u></p>	<p>子会社対象保険会社等の業務を営むことや、子会社対象保険会社等が他業を営むために他業保険業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象 保険会社 等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業保険業高度化等会社の子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</p> <p>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</p> <p>④ <u>（略）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	現 行
<p><u>認可の審査基準において、申請保険会社が他業保険業高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められることが求められていることに鑑み、申請保険会社が他業保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等した後において、当該他業保険業高度化等会社が申請保険会社の保険グループに入ったことによる当該グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認することに留意すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>